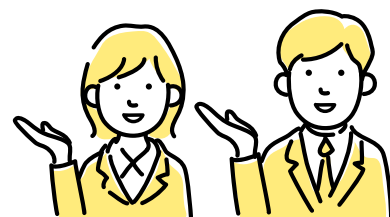


納付が困難な場合は申請を

国民年金保険料の 免除制度



国民年金では、一定の要件に該当したときに保険料が免除されます。保険料を納めないでいると、将来のための老齢基礎年金や、万一の事故などのときに障害基礎年金・遺族基礎年金が受け取れなくなります。納めることが困難な場合は、免除制度を利用しましょう。

免除の区分と対象者

免除には、全額免除、一部免除、納付猶予(50歳未満)があります。学生は、特例制度を利用できます。

全額免除、一部免除

所得審査対象／本人、配偶者、世帯主

承認期間／原則7月～翌年6月

納付猶予

所得審査対象／50歳未満の本人、配偶者

承認期間／原則7月～翌年6月

学生納付特例制度

所得審査対象／大学や専門学校などの学生

承認期間／原則4月～翌年3月

〈共通事項〉

所得審査対象全員が、次のいずれかに該当すること。

- 前年の所得が基準額以下
- 退職や事業を廃止した
- 障がい者、寡婦、ひとり親で、前年の所得が基準額以下
- 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている
- 特別障害給付金を受給している

申請に必要なもの

- 申請書
- 本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証

など)

- 退職や事業を廃止した場合は、雇用保険受給資格者証の写しなど、失業したことが確認できる書類
- 学生は、学生証(コピー可)か在学証明書

免除制度を継続するには

全額免除や納付猶予の承認を受けた人で、継続審査の申し出をしている場合、申請は不要です。ただし、失業などで承認を受けた人は、申請が必要です。

マイナポータルから電子申請

マイナンバーカードを持って

納付状況	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金(受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
全額免除	○	○※1	○
一部免除※2	○	○※3	○
納付猶予、学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

※1 平成21年4月分以降は2分の1反映、それ以前は3分の1反映。

※2 承認された期間内に未納がないこと。

※3 納付した保険料の割合に応じて反映。

いる人は、マイナポータルからねんきんネットの利用者登録をすると、パソコンやスマートフォンから免除の申請ができます。

くわしい内容は、日本年金機構のホームページで確認してください。



免除期間の追納制度

保険料の免除制度の承認を受けていた期間も、年金の受給資格期間に算入されます。

格期間に算入されます。

ただし、保険料を後から納める「追納」をしない限り、将来受け取れる年金額は減るので注意しましょう。追納は10年までさかのぼって支払うことができ、年金額が減るのを防ぐことができます。

申し込み・問い合わせ先

佐原年金事務所(☎0478・54・1442)、保険年金課高齢者医療年金班(☎62・5332)